

## 御殿場市市民参加・市民協働事業モデル地区事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 各区の問題解決の方法として、区単位でのワークショップを開催し、地域住民の力で課題解決を図り、明るく住み良い個性豊かなコミュニティづくりを目指すため、その期待できる事業に対し、御殿場市市民参加・市民協働事業モデル地区事業補助金を予算の範囲内で交付するものとし、その交付について定める。

### (補助金の申請)

第2条 補助金の申請を受けようとする区は、別に定めるところにより必要な書類を添えて、御殿場市市民参加・市民協働事業モデル地区事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、事業に要する経費に10分の8を乗じて得た額とする。ただし、30万円を限度とし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

### (補助金の通知)

第4条 申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは御殿場市市民参加・市民協働事業モデル地区事業補助金交付決定通知書（以下「通知書」という。）を交付する。

2 市長は、前項の通知書に必要な条件を付けることができる。

### (補助金の交付)

第5条 通知書の交付を受けた区が、補助金の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより、請求書を市長に提出しなければならない。

### (事業実績の報告)

第6条 当該年度の実績について、別に定めるところにより必要な書類を添えて、御殿場市市民参加・市民協働事業モデル地区事業報告書を市長に提出しなければならない。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。